

防災訓練の結果の概要

本訓練は、「川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画第3章第6節」に基づき実施するものである。

1. 訓練の目的

今回の訓練の主たる目的は、原子力発電所、本店、原子力事業所災害対策支援拠点（以下「後方支援拠点」という。）、東京支社及び各支店が連携し、原子力災害発生時に原子力防災組織及び本店原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できることを確認する。

- (1) 発電所対策本部、本店対策本部、後方支援拠点等における役割分担を認識し、対策要員が関係機関との連携を含めた以下の災害対応を実施できることを確認する。
 - ・緊急時における事故収束対応
 - ・発電所支援対応
 - ・関係箇所との情報連絡・連携対応
- (2) 訓練目標（中期計画に基づく2021年度の訓練テーマ及び中期計画見直しに係る評価・分析結果）を検証する。
 - ・発電所及び本店間の情報連携並びに本店からERCへの情報共有の確認
 - ・緊急時対策棟での円滑な原子力災害対策活動の実施
 - ・能力向上を促せるような実効性のあるシナリオへの取り組み

（主な検証項目）

- ・発電所及び本店間の円滑な情報連携並びに本店即応センターからERCへの伝わりやすい情報共有が行えること
 - ・新たに完成した緊急時対策棟において、円滑に原子力災害対策活動が行えること
 - ・住民防護の検討に資する情報の提供として、放射性物質の放出に関する情報を適切に発信できること
- (3) これまでの訓練から改善を図った事項の有効性を確認する。

2. 実施日時及び対象施設

(1) 実施日時

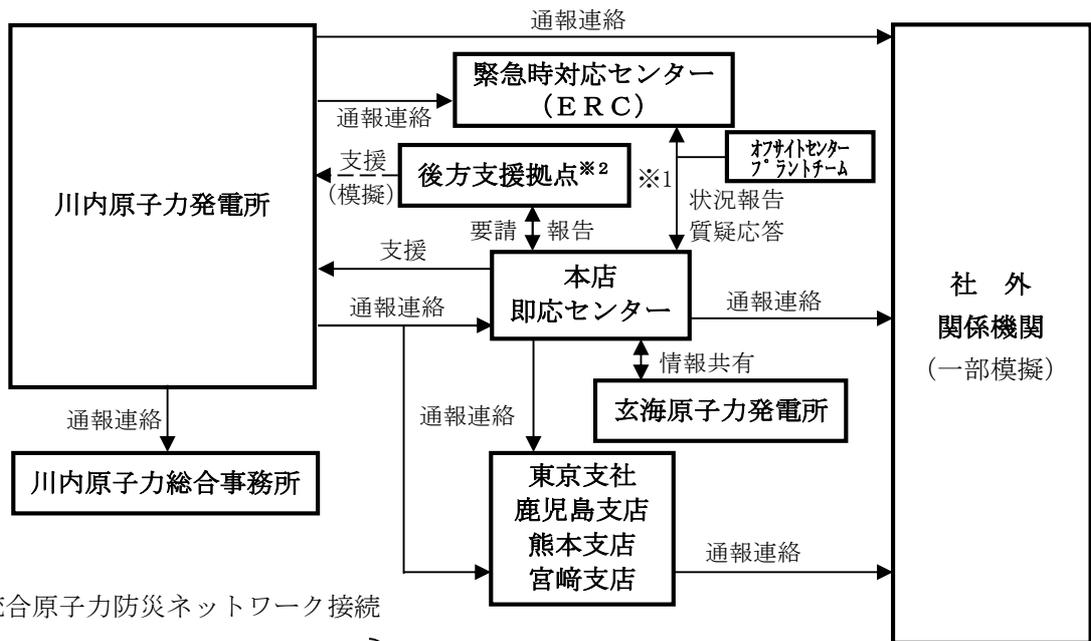
2022年 1月18日（火）13時10分～17時00分

(2) 対象施設

川内原子力発電所 1、2号機

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

(1) 実施体制



※1 統合原子力防災ネットワーク接続

（本店即応センターとERC間は、TV会議システムを1系統接続）

※2 本店内会議室に後方支援拠点を模擬した指揮所を設置

（現地設置運営は、要素訓練として実施）

(2) 評価体制

「6. 防災訓練の内容」の項目ごとに本店社員、発電所員、当社他発電所員及び他原子力事業者から評価者を選任し、第三者の観点から手順の検証や対応の実効性等について評価し、改善点の抽出を行う。

また、訓練終了後に参加者による反省会を行い、気づき事項の集約を実施し、評価及び改善点の抽出を行う。

(3) 参加人数：547名

<内訳>

川内原子力発電所：357名

(うち、玄海原子力発電所：1名、他電力：1名[日本原電]、協力会社：17名)

本店：148名

(うち、他電力：2名[関西電力、四国電力]、報道機関等：2名)

東京支社：6名 鹿兒島支店：5名

熊本支店：2名 宮崎支店：1名

川内原子力総合事務所：8名 川内営業所：3名

川内配電事業所：4名 川内発電所：4名

玄海原子力発電所：3名 後方支援拠点：6名

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

原子炉冷却材漏えい、全交流動力電源喪失等により原子炉の冷却機能が全て喪失し、原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第15条事象に至る原子力災害等が発生することを想定する。詳細は以下のとおり。

(1) 訓練の設定

①平日勤務時間帯に事象発生

②複数号機同時発災

③地震が複数回発生

(最大の地震規模)

a. 震源：鹿兒島県薩摩半島西方沖

b. 規模：マグニチュード7.2

c. 震度：最大6強(薩摩川内市中郷)

(2) プラント運転状況

1号機：定格熱出力一定運転中

2号機：定格熱出力一定運転中

(3) 事象概要

時刻	1号機	2号機
発災前	定格熱出力一定運転中	
13:20	地震発生	
	<ul style="list-style-type: none"> 地震により原子炉自動トリップ 原子炉冷却材漏えい発生 (小漏えい) 	<ul style="list-style-type: none"> 地震により原子炉自動トリップ B-電動補助給水ポンプ 起動失敗
13:50	地震発生	
	<ul style="list-style-type: none"> 外部電源喪失 B-ディーゼル発電機起動 A-ディーゼル発電機起動失敗 	<ul style="list-style-type: none"> 外部電源喪失 B-ディーゼル発電機起動 A-ディーゼル発電機起動失敗
13:52	落雷によりモニタリングポスト指示上昇 (PC-1)	
14:04	原子炉冷却材漏えい拡大	
14:07	非常用炉心冷却装置作動信号手動発信	
14:10	火災発生 (予備変圧器)	
14:15		大容量空冷式発電機による給電開始
14:20	<ul style="list-style-type: none"> 充てん/高圧注入ポンプ全台起動不能 【原災法第10条事象 (原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能)】* 格納容器内水素濃度測定装置準備開始 	
14:22	蒸気発生器2次側による急速冷却・減圧開始	
14:40	特重施設を構成する設備 (発電機) による給電失敗	<ul style="list-style-type: none"> タービン動補助給水ポンプ故障停止 可搬型ディーゼル注入ポンプによる蒸気発生器への注水準備開始
14:55		<ul style="list-style-type: none"> 全ての蒸気発生器狭域水位0%以下まで低下 【原災法第10条 (蒸気発生器給水機能の喪失)】*

時刻	1号機	2号機
15:20	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材漏えい拡大（大破断LOCA） 全交流動力電源喪失（Bーディーゼル発電機故障） 非常用炉心冷却装置による注水不能（充てん／高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプ全台停止） <p>【原災法第15条事象（原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能）※</p>	
15:21	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対策開始 	
15:25	<ul style="list-style-type: none"> 大容量空冷式発電機による給電開始 	
15:30	<ul style="list-style-type: none"> 炉心出口温度350℃以上 	
15:40	<ul style="list-style-type: none"> 炉心出口温度600℃以上 	
15:45	<ul style="list-style-type: none"> 格納容器内水素濃度測定開始 	
15:50	<ul style="list-style-type: none"> 炉心損傷 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）計器故障 代替パラメータによる炉心損傷判断 	
15:51	<p>モニタリングポスト 2地点以上において、指示値が5μSv/h以上に上昇</p>	
15:52	<ul style="list-style-type: none"> 特重施設を構成する設備（ポンプ）による代替格納容器スプレイ開始 	
15:55		<ul style="list-style-type: none"> 全蒸気発生器広域水位10%未満まで低下 Bー蒸気発生器広域水位計器故障 代替パラメータによる1次系フィード&ブリード運転判断
15:57		<ul style="list-style-type: none"> 1次系フィードアンドブリード運転開始

※ 最初に発生する原災法第10条、第15条に該当する事象のみを記載。

5. 防災訓練の項目

総合訓練（防災訓練）

6. 防災訓練の内容

放射性物質の放出を伴う事象を想定し、緊急時体制を発令するとともに、原子力防災要員及び緊急時対策要員を非常召集し、新型コロナウイルス感染症対策を実施した上で原子力災害対策活動を行った。

訓練の進行は、コントローラからの状況付与に加え、プレーヤが緊急時対策支援システム（E R S S）に伝送された訓練用模擬データから事象を判断し行った。

また、本店即応センターと発電所等の各拠点間で、原子力災害情報システム（プラント状況等の時系列を入力するシステム）を使用し、情報の連携を行った。

以下の項目を「シナリオ非提示」にて実施した。（※「その他訓練」を示す。）

【本店即応センター】

- （1）通報訓練
- （2）緊急事態支援組織対応訓練
- （3）モニタリング訓練
- （4）E R Cとの連携訓練*
- （5）原子力防災要員等の動員訓練*
- （6）原子力事業者間協力協定等に基づく対応訓練*
- （7）発電所支援対応訓練*
- （8）プレス対応訓練*
- （9）住民避難支援対応訓練*

【後方支援拠点】

- （1）発電所支援に係る本店即応センターとの連携訓練*

【川内原子力発電所】

- （1）AM訓練
- （2）緊急時対応訓練
- （3）通報訓練
- （4）モニタリング訓練
- （5）避難誘導訓練
- （6）原子力災害医療訓練
- （7）原子力防災要員等の動員訓練*
- （8）オフサイトセンター連携訓練*
- （9）火災対応訓練*

7. 訓練結果の概要及び個別評価

今回の訓練では、複数号機同時発災に加え、放射性物質の放出を伴う事象を想定した。この訓練想定において、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用やパーティションの設置等を実施した中でも、対応要員が連携し、川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画、関係手順等に基づく活動が実施できており、原子力防災組織及び本店原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できることを確認した。

また、昨年度の川内原子力防災訓練時（2021年2月18日実施分）に抽出した課題

に対して改善内容の検証を行い、対策が概ね有効であったことを確認した。

＜「8. (3) 昨年度訓練から改善を図った事項の有効性確認」参照＞

なお、防災対応能力の向上を図るための改善点として、10条確認会議及び15条認定会議時での更なる対応能力向上並びに応急措置の実施報告（25条報告）での情報発信に関する能力向上に向けた改善検討等を行うこととした。

＜【課題1】7. 【本店即応センター】（4）ERCとの連携訓練 参照＞

＜【課題2】7. 【川内原子力発電所】（3）通報訓練 参照＞

【本店即応センター】

（1）通報訓練

- ・異常事象、警戒事態、原災法第10条、第15条に該当する事象の発生及び応急措置の報告（原災法第25条報告）に伴う社内関係箇所、社外関係機関（国及び関係機関）へ発電所が発信した通報連絡文の着信確認を実施。（一部の通報連絡先への通報について模擬）

〔評価〕

- ・異常事象、警戒事態、原災法第10条、第15条に該当する事象等の通報連絡について、EALが複数同時に発生する厳しい発災状況下においても、社内関係箇所及び社外関係機関への着信確認が通報連絡に係る手順どおりに確実に実施できしており、通報連絡における対応が定着しているものと評価する。

（2）緊急事態支援組織対応訓練

- ・美浜原子力緊急事態支援センター（以下「支援センター」という。）に、「原子力緊急事態支援組織の共同運営に関する協定」に基づく支援要請を実施。（要員の移動及び資機材輸送は模擬〔要素訓練にて実施済〕）

〔評価〕

- ・支援センターからの要員派遣及び資機材の提供に関する連携のための手続き、連絡事項が理解できており、支援要請における対応が定着しているものと評価する。

（3）モニタリング訓練

- ・発電所から放射線量の測定状況・測定結果等のモニタリング情報を入手するとともに、本店即応センター内への報告及び後方支援拠点への情報共有を実施。

〔評価〕

- ・モニタリング情報の入手及び報告・共有が遅滞なく正確に実施することができており、発災時に放射線量及び放射性物質の監視状況を本店即応センター内及び後方支援拠点へ共有することができる仕組みが定着しているものと評価する。

（4）ERCとの連携訓練

- ・発電所から入手するプラント状況等について、本店即応センターとERCプラント班との間で、統合原子力防災ネットワーク（TV会議システム等）を通じて情報共有を実施。

〔評価〕

- ・ERC対応ブースは、TV会議システム、書画装置、ERSS等の活用に加え、連絡メモ等を活用した各班からERC対応ブースへのサポートが効果的に機能することで迅速な報告がなされており、全体として情報共有は概ね行っていたものと評価する。

- ・これまでの訓練の課題等を踏まえた改善の取組み（「優先すべき報告内容のポイント（発話ポイント）の整理」、「本店即応センター内情報共有に関する役割分担等の要領への明記」、「情報共有シートの整備」、「E R C対応ブース初動対応チェックシートの整備」など）が概ね有効に機能し、E R Cへの簡潔かつ正確な情報共有の改善が図られているものと評価するが、10条確認会議及び15条確認会議での更なる対応能力向上を図るため、以下の改善点を抽出した。

「10条確認会議及び15条認定会議時の説明内容の整理」

＜【課題 1】9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点 参照＞

(5) 原子力防災要員等の動員訓練

- ・本店即応センターへの原子力防災要員等の非常召集訓練を実施。
- ・本店対策本部の体制を確立する訓練を実施。

〔評価〕

- ・緊急時体制の発令を受け、本店館内放送による本店即応センターへの原子力防災要員等の非常召集及び体制の確立が遅滞なく行えており、緊急事態における各要員の行動が定着しているものと評価する。

(6) 原子力事業者間協力協定等に基づく対応訓練

- ・原子力事業者間協力協定等における当社発災時の幹事会社である四国電力株式会社に、同協定等に基づく協力要請等を実施し、支援のためのプラント状況の情報共有を実施。

〔評価〕

- ・幹事会社との要員及び資機材の協力要請・調整が事業者間連携に係る手順どおりに行えており、整備している手順が今回の訓練シナリオにおいても有効に機能することを確認した。

(7) 発電所支援対応訓練

- ・発電所の発災状況を把握し、技術的支援や物資支援等の検討・準備を実施するとともに、支援状況について、本店即応センター内、発電所対策本部及び非発災発電所（玄海原子力発電所）で情報共有を実施。
- ・原子力災害時の負傷者発生に対する発電所構内の医療体制確立に係る連絡を実施。

〔評価〕

- ・発電所発災状況に対し、事象進展予測や燃料補給等、発電所において実施される活動の支援対応が確実に実行されており、支援状況が遅滞なく伝達できていることから、各班が連携できる体制が整備され、支援対応が定着しているものと評価する。
- ・本店から非発災発電所に、社内TV会議による事故時の情報共有を行う仕組みが有効に機能し、非発災発電所からの要員派遣等の支援対応が遅滞なく行えていることを確認した。
- ・本店対策本部は原子力安全研究協会に対し、警戒事態発生に伴う派遣準備要請及び施設敷地緊急事態発生に伴う派遣要請が実施できており、オンサイト医療体制構築に係る連絡体制が有効に機能することを確認した。

(8) プレス対応訓練

- ・発電所の発災状況に応じたプレス資料を作成し、社内関係箇所及びE R C広報班との共有、模擬記者会見及び当社ホームページ掲載までの手順確認を実施。

[評価]

- ・複数号機同時発災を想定した事象に対し、本店即応センターに発電所の発災及び応急措置情報を入手できる体制が整備され、プレス資料の作成、E R C広報班とのプレス資料の共有が遅滞なく実施できていた。これに加え、模擬記者会見及び当社ホームページ掲載までの一連の対応を確認した結果、発電所の状況、外部への影響等を公表する仕組みが機能することを確認した。

(9) 住民避難支援対応訓練

- ・I P無線等を活用した指揮命令・連絡訓練及び福祉車両操作訓練を実施。
- ・P A Z内の要支援者避難支援に係る福祉車両の実走行による避難経路や所要時間の確認を実施。

[評価]

- ・I P無線での指揮命令・連絡が遅滞なく行えているとともに、福祉車両の操作が確実に実施できており、住民避難支援対応が習熟できていることを確認した。
- ・災害時の避難経路、避難支援手順及び訓練当日の道路状況等を踏まえた搬送時間の確認が実施できており、当社が行う要支援者の避難支援対応に係る各要員の行動が定着しているものと評価する。

【後方支援拠点】

(1) 発電所支援に係る本店即応センターとの連携訓練

- ・本店即応センターと社内T V会議を接続し、プラント状況の共有や、発電所支援に係る連携を実施。

(現地設置運営は模擬[要素訓練にて実施済])

[評価]

- ・本店対策本部は事象進展状況を踏まえ、後方支援拠点の設置を速やかに判断した。また、社内T V会議等により、プラント状況や発電所支援に係る情報の入手、後方支援拠点が保有する資機材等の準備状況を報告するなど、発電所支援に係る本店即応センターとの継続した情報共有が確実に実行されており、発電所支援に係る連携が定着しているものと評価する。

【川内原子力発電所】

(発電所対策本部の活動)

- ・発災事象に応じた体制の発令及び体制の確立、発電所対策本部及び各機能班におけるプラント状況の収集、発電所対策本部内での情報共有、通報連絡及び特定重大事故等対処施設も考慮した応急措置の活動を実施。
- ・訓練シナリオの中で緊急時対策本部要員が事象収束のための手段を判断する判断ポイント(原子炉冷却材漏えい、全交流動力電源喪失、機器故障等発生時で対応手段を判断する必要がある分岐点)を踏まえ、緊急時対策本部要員の判断能力の確認を実施。

[評価]

- ・発電所対策本部は速やかに体制の発令及び体制の確立が実施でき、また、事故収束に向けての戦略は特定重大事故等対処施設の活用も考慮したうえで立案し、各

機能班へ戦略に基づく対策を指示するとともに、各機能班からの対策実施状況やその結果の報告を随時受けており、最新情報の共有等が緊急時対応に係る手順どおりに行えることを確認した。

- ・発電所対策本部は、プラントや系統の状態に応じた設備状況シート、概略系統図、EAL整理表等を有効に活用するとともに、大画面マルチモニタ等を用いて状態の把握、情報の共有ができることを確認した。

また、新たに情報共有シートを電子化し、発電所対策本部内、本店対策本部等へ迅速かつ確実な情報共有に寄与することを確認した。

- ・発電所対策本部において、判断ポイント（各分岐点）ごとに事象を踏まえた事故収束のための各対応手順に基づく戦略を検討し、最適な手段の選択を判断しており、今回の想定事象における判断能力及び対応能力を有しているものと評価する。

（発電所各機能班の活動）

- ・各機能班は、原子力災害情報システムの記載要領（入力例等）を活用して、原子力災害情報システムの時系列へ主要事象を入力することで、本店等との情報共有を実施。
- ・総括班は、発電所対策本部の運営、情報収集・共有及び通報連絡すべき事項の選別を実施。また、通報連絡に係る手順に基づく経路での通報連絡を実施。
- ・安全管理班は、発電所内外の放射線・放射性物質測定状況把握及び緊急時モニタリング開始等の指示・連絡を実施。
- ・保修班は、設備の故障原因調査、復旧計画を策定し、緊急時対応（電源確保、水源確保、可搬型計器による水素濃度計測準備等）の実施を指示するとともに、その実施状況を把握し、発電所対策本部内に共有を実施。
- ・運転班及び運転支援班は、緊急時対策支援システム（ERSS）に伝送された訓練用模擬データ及びコントローラからの状況付与により事象を判断し、発電所対策本部へプラント状況の報告を実施。
- ・土木建築班は、地震発生による原子炉施設における損傷の有無の確認について指示・連絡を実施。
- ・広報班は、展示館来館者への避難指示及び自治体への通報連絡を実施。
- ・総務班は、発電所対策本部構成員の動員状況の把握、避難指示・避難者の誘導、負傷者発生時における状況確認、火災発生時における消火活動等を実施。

〔評価〕

- ・今回の訓練想定において、各機能班の対応要員が川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画、関係手順等に基づく活動を行い、相互に連携することで、発電所対策本部があらかじめ定められた機能を有効に発揮できていることから、今回想定したシナリオに応じた原子力災害発生時の対応能力を有しているものと評価する。

（1）AM訓練

- ・AM（アクシデントマネジメント）を踏まえた事象を想定し、プラントの状態及び緊急時対策支援システム（ERSS）での監視内容を踏まえ、事象進展を予測し重大事故等発生時における対応策の検討を実施。

〔評価〕

- ・運転支援班は、重大事故等対策を踏まえた事象の拡大防止及び影響緩和のために実施すべき措置について、プラント状況の把握と使用可能設備の能力や効果等を総合的観点から判断・選択し、発電所対策本部への報告を行った。また、これに

加え、運転班の支援も実施できており、事象進展予測と重大事故等発生における対策の検討、立案、報告、支援等の必要な対応が定着しているものと評価する。

- ・発電所対策本部は、炉心損傷判断を行う格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）が監視できない事象に対し、関連パラメータにより計器故障と判断し、事故対応に係る手順に基づく代替手段としてバックアップパラメータ*1を用い、速やかに炉心損傷判断が実施できていることから、緊急時における判断能力及び対応能力を有しているものと評価する。
- ・発電所対策本部は、蒸気発生器給水機能喪失時の1次系フィードアンドブリード運転開始の判断となる蒸気発生器広域水位計の一部が監視できない事象に対し、関連パラメータにより計器故障と判断し、事故対応に係る手順に基づく代替手段としてバックアップパラメータ*2を用い、速やかに1次系フィードアンドブリード運転開始の判断が実施できていることから、緊急時における判断能力及び対応能力を有しているものと評価する。

* 1 特重施設を構成する設備（計測器）、オフサイトモニタ、格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）

* 2 蒸気発生器狭域水位、1次冷却材低温側温度、1次冷却材高温側温度

（2）緊急時対応訓練

- ・現場実働訓練として、1，2号機事故シナリオと連動し、発電所対策本部からの指示を受け、炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器内の水素濃度監視のため、可搬型格納容器水素濃度計測装置による水素濃度計測準備（計測は模擬）を実施。

なお、訓練にあたり、本設機器へ直接影響が生じる操作は模擬とした。

〔評価〕

- ・原子力防災要員は、発電所対策本部への報告・連絡や定められた配置での対応が緊急時対応に係る手順どおりに行えており、整備している手順が有効に機能することを確認した。
- ・原子力防災要員は、作業安全を考慮し、可搬型格納容器水素濃度計測装置による水素濃度計測準備作業が確実に行えており、操作の習熟ができていることを確認した。
- ・原子力防災要員は、訓練状況に応じた対応機器の現場確認、操作開始等について、発電所対策本部との連携が問題なく行えており、緊急時対応に係る対応が定着しているものと評価する。
- ・現場実働訓練においては、作業途中でプラント状況の変化や装置の不具合（コントローラからの状況付与）が生じるものであったが、本部の作業班長は現場作業リーダーと連携を図り作業手順変更の検討や最適な代替手段を判断し、現場作業リーダーへ適切な指示を行った。現場作業班は現場作業リーダーの指示に対して迅速かつ適切な対応が行えており緊急時対応能力の維持・向上が図られているものと評価する。

（3）通報訓練

- ・異常事象、警戒事態、原災法第10条、第15条に該当する事象の発生及び応急措置の報告（原災法第25条報告）に伴う社内関係箇所、社外関係機関（国及び自治体）への通報連絡として、正確な通報連絡文の作成、FAX送信及び通報連絡先への着信確認を実施。（一部の通報連絡先への通報については模擬）

- ・落雷によるモニタリングポストの指示上昇に伴う社外関係箇所（国）への通報連絡として、電話連絡、正確な通報連絡文の作成及びFAX送信を実施。

〔評価〕

- ・総括班は、異常事象、警戒事態、原災法第10条、第15条に該当する事象及び落雷によるモニタリングポストの指示上昇等の通報連絡文について、複数号機同時発災の状況下においても正確に作成できており、通報連絡文作成の対応が定着しているものと評価する。
 - ・通報連絡文作成後に、発電所対策本部による確認を受けることで、正確な通報連絡文の発信が行われており、通報連絡文確認機能が概ね有効に発揮されているものと評価する。
 - ・総括班、広報班、総務班及び発電用原子炉主任技術者は、複数号機同時発災の状況下においても、全15報（計画16報）の通報連絡文を発信し、社内関係箇所及び社外関係機関への連絡が通報連絡に係る手順どおりに確実に実施できており、通報連絡における対応が定着しているものと評価する。
- なお、最初に判断した原災法第10条、第15条に該当する事象について、目標時間（15分）内に通報連絡を実施できたことを確認した。

（参考）＜原災法第10条及び第15条事象に係る通報連絡の実績＞

判断時刻	通報内容※ ¹	送信時刻	所要時間※ ²
14:25	原災法第10条 （原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能） 〔1号機〕	14:36	11分
15:24	原災法第15条 （原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能） 〔1号機〕	15:33	9分

※1 最初に判断した原災法第10条、第15条に該当する事象の通報実績を記載

※2 目標時間（15分）内を目途に通報連絡を実施

- ・応急措置の実施報告（25条報告）においては、記載内容が簡潔で状況が伝わりにくいものとなっていたことから、以下の改善点を抽出した。
「応急措置の実施報告（25条報告）において報告すべき内容の周知・習熟」
＜【課題 2】9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点 参照＞

（4）モニタリング訓練

- ・原災法第10条事象発生に伴う緊急時モニタリングとして、緊急時対策所のエリアモニタ設置及び放射能測定装置（モニタリングカー）を用いて、ダスト・よう素の採取・測定を実施。

〔評価〕

- ・安全管理班は、発電所対策本部からの指示に従い、緊急時モニタリングに係る手順どおりに、迅速かつ確実にモニタリング活動が行えていた。併せて、発電所対策本部への報告・連絡も緊急時対応に係る手順どおりに行えており、整備している手順が有効に機能することを確認した。
- ・目的に応じた測定機器による測定が行えており、測定に係る操作が定着している

ものと評価する。

(5) 避難誘導訓練

- ・原災法第10条事象等の発生を受け、原子力災害対策活動に従事しない協力会社従業員に対し、放送設備等にて避難指示を行い、事務所からの避難誘導訓練を実施。

[評価]

- ・総務班は、緊急時体制発令に対し、同従業員への放送設備等による避難指示及び避難者の誘導を行うとともに、発電所対策本部へ避難状況の報告が実施できており、避難誘導に対する対応が定着しているものと評価する。

(6) 原子力災害医療訓練

- ・管理区域内での負傷者発生を想定し、負傷者の搬送、応急処置訓練を実施。

[評価]

- ・総務班は、発電所対策本部へ負傷者状況等の報告が行えることを確認した。
- ・安全管理班及び総務班は、負傷者に対し、汚染確認、除染に係る必要な応急処置及び搬送が行えており、応急処置等の対応が定着しているものと評価する。

(7) 原子力防災要員等の動員訓練

- ・緊急時対策所へ原子力防災要員等の非常召集訓練を実施。
- ・発電所対策本部の体制を確立する訓練を実施。

[評価]

- ・緊急時体制の発令を受け、緊急時対策所への原子力防災要員等の非常召集及び体制の確立が遅滞なく行えており、緊急事態における各要員の行動理解が定着しているものと評価する。

(8) オフサイトセンター連携訓練

- ・オフサイトセンタープラントチームにおいてプラント情報を入手する訓練を実施。

[評価]

- ・オフサイトセンタープラントチーム（当社社員）は、国TV会議システムによるERCと本店即応センターとの情報共有内容の確認、当社設備である原子力災害情報システムに表示された時系列等の確認により、速やかな情報入手を行い、プラント状況の把握が行えており、オフサイトセンター内の情報入手における各要員の行動について、習熟が図られているものと評価する。

(9) 火災対応訓練

- ・火災発生を受け、初期消火活動要員による公設消防への通報（模擬）及び消火活動を実施し、発電所対策本部への報告を実施。

[評価]

- ・総務班は、発電所対策本部へ火災の状況等の報告が行えることを確認した。
- ・初期消火活動要員は、公設消防への必要事項の通報と火災現場での必要な消火活動が行えており、消火活動における対応が定着しているものと評価する。

8. 訓練の評価

(1) 総合的な評価

中期計画に基づき訓練計画の策定及び訓練を実施することで、P D C Aサイクルが機能し、継続的な防災対応能力の向上が図られていることを以下の活動により確認した。

- ・原子力防災訓練中期計画における2021年度の訓練テーマ「発電所及び本店間の情報連携並びに本店からE R Cへの情報共有の確認」、「緊急時対策棟での円滑な原子力災害対策の実施」及び「能力向上を促せるような実効性のあるシナリオへの取り組み」について、事故対応等の情報共有が原子力災害対策活動に支障を与えずに対応できていることが確認できたことから、今回の訓練目標は達成できたと評価する。

＜訓練目標（訓練テーマ）に対する評価は、「8. (2) 訓練目標に対する評価」参照＞

- ・発電所、本店、後方支援拠点、東京支社及び各支店が連携し、原子力災害発生時に原子力防災組織及び本店原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できていることが確認できたことから、今回の訓練目的の一つである「発電所対策本部、本店対策本部、後方支援拠点等における役割分担を認識し、対策要員が関係機関との連携を含めた災害対応の実施」は達成したものと評価する。また、計器故障によるプラント状況の把握が困難な状況においても、代替手段による対応の検討を実施し、必要な事故収束対応を行うことが確認できたことから、防災対応能力が向上していると評価する。

現場実働訓練においては、プラント状況の変化や装置の不具合等の不測の事態に対して作業手順の変更や代替手段を適切に判断し、迅速かつ正確な現場操作が実施できていたことから、防災対応能力が向上していると評価する。

＜「7. 訓練結果の概要及び個別評価」参照＞

- ・要素訓練の積み重ね及びシナリオ非提示型訓練への取り組みを重ねるごとに、これまでの訓練から抽出された「今後の原子力災害に向けた改善点」について、その対策の効果が確認できているとともに、昨年度玄海・川内原子力防災訓練で抽出した課題に対する改善が概ね図られており、今回の訓練目的の一つである「これまでの訓練から改善を図った事項の有効性」が確認でき、組織全体として緊急時対応能力が向上していると評価する。

＜課題に対する評価は、「8. (3) 昨年度訓練から改善を図った事項の有効性確認」参照＞

訓練を踏まえ、今後に向けた課題が抽出されたものの、速やかに要因及び今後の改善点を検討することができており、防災対応能力の継続的な改善が図られていると評価する。また、今後に向けて新たな改善点等が抽出されたものの、想定した原子力災害に対する事故対応等を行えることが確認できたため、防災対応能力及び防災体制が十分であることが確認できる訓練結果であったと評価する。

(2) 訓練目標に対する評価

今回の訓練目標について、以下の検証項目により評価を行った。

訓練目標に対する全体的な評価として、発電所対策本部、本店対策本部、E R C間において、想定した事故対応等の情報共有が原子力災害対策活動に支障なく概ね行え

ることが確認できたため、整備している体制が十分であることを確認した。また、これまでの訓練等の改善を図った対策の効果を認識した対応が行えており、情報共有に関する運用が習熟されていることを確認できたことから、今回の訓練目標は達成できたと評価する。

- ・ **発電所及び本店間の円滑な情報連携並びに本店即応センターからERCへの伝わりやすい情報共有が行えること**

発電所対策本部は、TV会議システム及び電子化された情報共有シート（設備状況シート、概略系統図）等を用い、本店対策本部へ適時、事象に応じたプラント状況、事故収束のための対応戦略等の情報共有・報告が行えていた。

本店対策本部では、発電所対策本部から情報共有・報告された内容が情報共有シート等を用いて、ERC対応ブースに共有された。また、ERC対応ブースの発話者は、緊急時対策支援システム（ERSS）や情報共有シート等を用いて、ERCへ伝わりやすい説明が行えていた。

これらのことから、発電所及び本店間の円滑な情報連携並びに本店即応センターからERCへの伝わりやすい情報共有が行えていたものと評価する。

- ・ **新たに完成した緊急時対策棟において、円滑に原子力災害対策活動が行えること**

緊急時対策棟の運用開始に伴い発電所対策本部内の要員の動線が十分に確保され、要員同士が輻輳することなく効率的な情報共有が図られた。また、資機材が一新されたため、事前に要員に対し機器の操作等の習熟を図ったことにより、ディスプレイ等の資機材を使用した本部長への速やかな報告など円滑な原子力災害対策活動が実施できていたものと評価する。

- ・ **住民防護の検討に資する情報の提供として、放射性物質の放出に関する情報を適切に発信できること**

住民防護の検討に資する情報の提供として、既存の評価結果をもとに、放射性物質の放出量に関する情報を本店対策本部の機能班から情報発信するとともに、本店即応センターからERCへ作業連絡票を活用した説明ができており、適切な情報発信ができていたものと評価する。

(3) 昨年度訓練から改善を図った事項の有効性確認

昨年度から以下の改善を図り、いずれも有効に機能することを確認した。

昨年度訓練における今後の改善点	今回の訓練への反映状況及び今後の対応
<p>○「ERCへの説明において、プラント状況の全体像を把握しやすくするために即応性及び伝わりやすさの観点で更なる向上を図る必要があった」ことを踏まえ、発話者がERCに対し、説明が必要なタイミングで、必要な情報が記載されたCOPを入手できるように、プラント状況の入手方法等について検討し、見直しを行う。</p> <p>また、説明が必要なタイミングで、説明に必要な十分な情報を入手後、ERCに伝わりやすい説明を行うため、ERSSやCOP等の手段を組み合わせながら、プラント状況を十分に把握したうえで、プラントパラメータの変化や機器停止等の状態変化だけではなく、それらの変化に伴い予測される事象や操作等を説明することを心掛けるよう周知する。</p> <p><2020年度川内報告書課題1 関連></p>	<p>○発話者がERCに対し、説明が必要なタイミングで、必要な情報が記載されたCOPを入手できるように、プラント状況の入手方法等について検討し、見直しを行った。</p> <p>今回の訓練でCOPを電子化したことから、本店と発電所がプラント状況に関する情報共有を速やかに行えるようになり、ERCへの情報提供能力が向上した。</p> <p>○ERSSやCOP等の手段を組み合わせながら、プラント状況を十分に把握したうえで、プラントパラメータの変化や機器停止等の状態変化だけではなく、それらの変化に伴い予測される事象や操作等を説明するようERC対応者全員へ周知した。</p> <p>今回の訓練対応者は、ERCへの情報共有時にERSSやCOPを組み合わせた説明及び今後の対応手段等の説明が実施できていたことから、ERCへの情報提供能力が向上した。</p> <p>□今後も、訓練において状況を確認し、更なる改善を検討していく。</p>

9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

(1) 今回の訓練において抽出された改善点

・「10条確認会議及び15条認定会議時の説明内容の整理」

(原因・要因) E R Cとの10条確認会議及び15条認定会議時においては、事業者の組織を代表する者(会議の発話者)より、特定事象の判断時刻を含む発生事象、事象進展の予測、事故収束対応などの内容を簡潔に説明する必要がある。

継続して事象が進展する中で情報の整理を行う必要があるが、発話者への伝達はメモや口頭で内容を伝えている状況であり、錯綜している状況下などにおいては、言い忘れや誤った情報を伝えてしまう恐れがあった。

【課題 1】 E R Cとの10条確認会議及び15条認定会議時において、事業者の組織を代表する者が、必要な情報を確かかつ速やかに情報発信できるように、説明する内容を簡潔に整理できることが必要。

(改善点) E R Cとの10条確認会議及び15条認定会議時において、説明すべき内容(発生事象、事象進展の予測、収束へ向けた対応状況など)について、会議時の説明内容を整理したフォーマットの作成を検討する。

< 7. 【本店即応センター】 (4) E R Cとの連携訓練 参照 >

・「応急措置の実施報告(25条報告)において報告すべき内容の周知・習熟」

(原因・要因) 応急措置の実施報告(25条報告)においては、設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容等について発生時刻順に記載することが必要である。今回の訓練における一部の25条報告において、事象が進展する中で、特定事象報告を優先して行ったことから、25条報告の記載内容が簡潔なものとなってしまう、応急措置の実施状況が伝わりにくいものとなっていた。

【課題 2】 応急措置の実施報告(25条報告)において、応急措置の実施状況がより伝わりやすいものとする必要がある。

(改善点) 応急措置の実施報告(25条報告)に記載する事項(設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容等)について、具体的な記載内容を整理し、関係者に周知するとともに、通報訓練(要素訓練)等を通して習熟を図る。

< 7. 【川内原子力発電所】 (3) 通報訓練 参照 >

以上

防災訓練のうち要素訓練の結果の概要（要素訓練）

1. 訓練の目的

本訓練は、原子力災害発生時にあらかじめ定められた機能を有効に発揮できるように実施する訓練であり、手順書の適応性や必要な要員・資機材等の検証を行うとともに、反復訓練にて練度向上及び手順の習熟を実施し、得られた知見から改善を図るものである。

2. 対象期間及び対象施設

(1) 対象期間

2021年 3月 1日（月）～ 2022年 3月31日（木）
（防災訓練実施年月日については、「添付資料」のとおり。）

(2) 対象施設

川内原子力発電所

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

(1) 実施体制

訓練ごとに実施責任者を設け、実施担当者が訓練を行う。
詳細は、「添付資料」のとおり。

(2) 評価体制

発電所員から評価者を選任し、第三者の観点から手順の検証や対応の実効性等について評価し、改善点の抽出を行う。

(3) 参加人数

「添付資料」のとおり。

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

(1) 原子力災害医療訓練

・管理区域内にて、負傷者1名（汚染有り）が発生することを想定。

(2) 緊急時対応訓練

・発電所において、全交流動力電源の喪失による重大事故等を想定。

(3) 緊急事態支援組織対応訓練

・発電所において、原災法第10条事象が発生し、遠隔操作資機材が必要となり原子力緊急事態支援組織へ支援要請を実施することを想定。

(4) 通報訓練

・地震により1、2号機の原子炉が自動停止するとともに外部電源が喪失する。同時に、2号機において蒸気発生器細管漏えいが発生し、漏えい量増加により非常用炉心冷却装置が作動したが、全ての余熱除去ポンプが起動不能（原災法第10条事象）となる。その後、余震により非常用炉心冷却装置の注水不能（

原災法第15条事象)に至る事象を想定。

(5) モニタリング訓練

- ・地震により全交流動力電源が喪失するとともに、1号機において原子炉冷却材の漏えいが発生し、炉心損傷に至る事象を想定。

(6) AM訓練

- ・重大事故等及び大規模損壊発生により、炉心損傷に至る事象を想定。

(7) 後方支援拠点の設置運営訓練

- ・発電所において、原災法第10条事象が発生し、後方支援拠点を薩摩川内市隈之城用地に設置するよう指示されることを想定。

(8) 避難誘導訓練

- ・1号機において、原子炉冷却材の漏えいが発生する事象を想定。

5. 防災訓練の項目 (内容)

(1) 原子力災害医療訓練

以下に係る原子力災害医療訓練を実施。

- ・負傷者発生 of 通報連絡
- ・管理区域内での除染、応急措置及び汚染拡大防止措置
- ・発電所診療所への搬送
- ・発電所診療所での除染及び応急措置

(2) 緊急時対応訓練

以下に係る緊急時対応訓練を実施。

なお、訓練にあたり、本設機器へ直接影響が生じる手順は模擬操作とした。

- ・全交流動力電源喪失時における大容量空冷式発電機による給電
- ・充てん／高圧注入ポンプ自己冷却ライン及び常設電動注入ポンプの系統構成
- ・蓄電池室及び中央制御室空調系自動ダンパ処置
- ・大容量空冷式発電機用燃料タンク等への燃料給油
- ・水源確保 (復水タンク補給用及び使用済燃料ピット補給用)
- ・移動式大容量ポンプ車による海水供給

(3) 緊急事態支援組織対応訓練

以下に係る緊急事態支援組織対応訓練を実施。

- ・原子力緊急事態支援組織への支援要請
- ・原子力緊急事態支援組織保有資機材の受取り
- ・遠隔操作ロボットの操作 (階段走行、がれき走行、扉開放、計器読み取り等)

(4) 通報訓練

以下に係る通報訓練を実施。

- ・通報連絡要否判断
- ・通報連絡文の確実な作成
- ・社内外関係先への迅速かつ確実な通報・連絡

(5) モニタリング訓練

以下に係るモニタリング訓練を実施。

- ・モニタリングカーによる空気中の放射性物質の濃度の測定
- ・放射能測定装置による放射性物質の濃度の測定
- ・可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定
- ・可搬型エリアモニタ（8方位）による放射線量の測定
- ・緊急時対策所エリアモニタ設置
- ・外部被ばく線量評価訓練

(6) AM訓練

以下に係るAM（アクシデントマネジメント）訓練を実施。

- ・重大事故等及び大規模損壊発生により、炉心損傷に至る事象のプラント状況の把握、事象進展予測、収束手段の検討を行う訓練
（「アクシデントマネジメントガイドライン」を使用した訓練）

(7) 後方支援拠点の設置運営訓練

以下に係る設置・運営訓練を実施。（設置場所：薩摩川内市隈之城用地）

- ・資機材の運搬及び拠点の設置・運営
- ・後方支援拠点の各作業班の連携

(8) 避難誘導訓練

以下に係る避難誘導訓練を実施。

- ・見学者及び作業員等への避難周知
- ・避難誘導の指示・連絡
- ・避難誘導員による避難場所への誘導訓練

6. 訓練の評価

(1) 原子力災害医療訓練

負傷者発生の通報連絡、管理区域内での応急処置、除染、汚染拡大防止措置及び救急搬送ができることを確認した。

評価結果は、「添付資料」のとおり。

(2) 緊急時対応訓練

全交流動力電源の喪失時における対応ができることを確認した。

評価結果は、「添付資料」のとおり。

(3) 緊急事態支援組織対応訓練

原子力緊急事態支援組織への支援要請、原子力緊急事態支援組織が保有する資機材（遠隔操作ロボット）の受取り確認、遠隔操作ロボットの操作ができることを確認した。

評価結果は、「添付資料」のとおり。

(4) 通報訓練

通報連絡要否判断、通報連絡文の確実な作成及び社内外関係先への迅速かつ確実

な通報連絡ができることを確認した。
評価結果は、「添付資料」のとおり。

(5) モニタリング訓練

緊急時モニタリング（放射性物質濃度、放射線量の測定等）ができることを確認した。

評価結果は、「添付資料」のとおり。

(6) AM訓練

想定されたプラント状況の把握、事象進展予測及び収束手段の選択が適切にできることを確認した。

評価結果は、「添付資料」のとおり。

(7) 後方支援拠点の設置運営訓練

車両を使用した陸路による資機材輸送及び現地設置・運営が後方支援拠点に係る手順どおり、各作業班が連携しながら実施できており、後方支援拠点对応が有効に機能することを確認した。

評価結果は、「添付資料」のとおり。

(8) 避難誘導訓練

避難の周知、避難誘導の指示・連絡及び避難誘導ができることを確認した。

評価結果は、「添付資料」のとおり。

7. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

要素訓練で抽出された今後に向けた改善点は、「添付資料」のとおり。

以 上

要素訓練の実績

1. 原子力災害医療訓練

【実施年月日】 2021年 9月24日実施

【参加人数】 14名

項目	概要	実施体制 ①実施責任者 ②実施担当者	評価結果	今後の原子力災害対策に向けた改善点
原子力災害医療訓練	管理区域内で負傷者が発生したことを想定し、負傷者の搬出、汚染の除去、応急措置等の訓練を行う。	①総務課長 ②総務班員、安全管理班員及び原子力防災要員	良	<p>【2020年度抽出した改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>【今回抽出した改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>〔今後も、訓練において状況を確認し、 更なる改善を検討していく。〕</p>

2. 緊急時対応訓練

【実施年月日】 2021年9月29日、30日、10月 4日実施

【参加人数】 65名 [社員：36名、協力会社：29名]

項目	概要	実施体制 ①実施責任者 ②実施担当者	評価結果	今後の原子力災害対策に向けた改善点
緊急時対応訓練	発電所において全交流動力電源が喪失したことを想定し、重大事故等時における緊急時対応訓練を実施する。	①防災課長 ②原子力防災要員	良	<p>【2020年度抽出した改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>【今回抽出した改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>〔今後も、訓練において状況を確認し、 更なる改善を検討していく。〕</p>

3. 緊急事態支援組織対応訓練

【実施年月日】 2021年11月1日、2日実施

【参加人数】 7名

項目	概要	実施体制 ①実施責任者 ②実施担当者	評価結果	今後の原子力災害対策に向けた改善点
緊急事態支援組織対応訓練	発電所において原災法第10条事象が発生したことを想定し、原子力緊急事態支援組織への支援要請及び遠隔操作資機材の操作訓練を実施し操作技能の習熟を図る。	①防災課長 ②原子力防災要員	良	【2020年度抽出した改善点】 ・なし 【今回抽出した改善点】 ・なし 〔今後も、訓練において状況を確認し、 更なる改善を検討していく。〕

4. 通報訓練

【実施年月日】 2021年12月17日実施

【参加人数】 60名

項目	概要	実施体制 ①実施責任者 ②実施担当者	評価結果	今後の原子力災害対策に向けた改善点
通報訓練	・通報連絡要否判断、通報連絡文の正確な作成及び社内外関係箇所へ迅速かつ確実な通報連絡（警戒事態、原災法第10条事象、第15条事象、第25条報告）ができることを確認する。	①技術課長 ②原子力防災要員	良	【2020年度抽出した改善点】 ・なし 【今回抽出した改善点】 ・なし 〔今後も、訓練において状況を確認し、 更なる改善を検討していく。〕

5. モニタリング訓練

【実施年月日】 2021年12月23日実施

【参加人数】 14名

項目	概要	実施体制 ①実施責任者 ②実施担当者	評価結果	今後の原子力災害対策に向けた改善点
モニタリング訓練	緊急時モニタリング（放射性物質濃度、放射線量の測定等）に係る対応能力の向上を図る。	①安全管理課長 ②安全管理班員	良	<p>【2020年度抽出した改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> なし <p>【今回抽出した改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 車両で移動する際に、積載したサーベイメータが転倒して故障する恐れがあることから、専用の運搬容器を準備する。 土壌採取するポイントが明確に示されていないため、対応要員ごとに採取ポイントに差が生じる可能性があることから、採取ポイントを手順書に明確化する。 可搬型エリアモニタを設置するための資機材は、可搬型エリアモニタ本体と分散して保管していることから、効率的に運搬できるよう保管場所の変更を検討する。 <p>〔今後も、訓練において状況を確認し、更なる改善を検討していく。〕</p>

6. AM訓練

【実施年月日】 2022年 1月31日、2月 2日実施

【参加人数】 44名

項目	概要	実施体制 ①実施責任者 ②実施担当者	評価結果	今後の原子力災害対策に向けた改善点
AM訓練	アクシデントマネジメントガイドラインを用いた事象進展防止、影響緩和措置の判断・選択が適切に行われることを確認する。	①原子力訓練センター所長 ②緊急時対策本部の本部要員及び各作業班長	良	【2020年度抽出した改善点】 ・なし 【今回抽出した改善点】 ・なし 〔今後も、訓練において状況を確認し、 更なる改善を検討していく。〕

7. 後方支援拠点の設置運営訓練

【実施年月日】 2022年 3月10日実施

【参加人数】 54名 [社員：35名、協力会社：19名]

項目	概要	実施体制 ①実施責任者 ②実施担当者	評価結果	今後の原子力災害対策に向けた改善点
後方支援拠点の設置運営訓練	後方支援拠点の設置が指示されたことを想定し、立ち上げから運営までの一連の各作業班の役割を確認するとともに、あらかじめ定められた機能を有効に発揮できることを確認する。	①廃止措置統括室長 ②原子力防災要員、緊急時対策要員及びその他必要な要員	良	【2020年度抽出した改善点】 ・なし 【今回抽出した改善点】 ・なし 〔今後も、訓練において状況を確認し、 更なる改善を検討していく。〕

8. 避難誘導訓練

【実施年月日】 2022年 3月24日実施

【参加人数】 222名 [社員：194名、協力会社：28名]

項目	概要	実施体制 ①実施責任者 ②実施担当者	評価結果	今後の原子力災害対策に向けた改善点
避難誘導訓練	見学者来訪時に緊急事態が発生したことを想定し、関係者への迅速な連絡及び避難誘導ができることを確認する。	①防災課長 ②総務班員及び広報班員	良	<p>【2020年度抽出した改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>【今回抽出した改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>〔今後も、訓練において状況を確認更なる改善を検討していく。〕</p>